

# JPCA Show 2016

申込締切日

## 3D-MID パビリオン出展申込書

2016年2月12日(金)

※必ず控えのコピーを取り保管して下さい。

送付先

運営事務局 (株) ICS コンベンションデザイン内

TEL:03-3219-3641

〒101-8449 東送付先京都千代田区猿樂町 1-5-18 千代田ビル

Mail:jpcashow@ics-inc.co.jp

FAX : 03-3219-3628

本部事務局:(一社)日本電子回路工業会 行

※招待券など全ての基本データとなりますので正確にご記入下さい。  
※特に会社/団体名はフリガナ、英文名も忘れずをお願いします。

主催者が定める出展規約個人情報取扱い(裏面参照)に同意し、下記の通り出展を申し込みます。(印 必須) 申込日 年 月 日

会社/団体名 *法人格含む	和 文	フリガナ			印
	英 文				
申込責任者	部署・役職		氏 名		印
連絡先	所在地	〒			
	部署・役職		氏 名		
	TEL		FAX		
	Email				
共同出展(同一小間内出展) ※複数企業登録の場合はコピーしてご利用下さい。また共同出展者へのご連絡を希望の場合は別途運営事務局までご連絡先をお知らせ下さい。					
会社/団体名 *法人格含む	和 文	フリガナ			
	英 文				

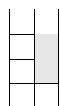
### ■出展料・申込小間数

スタンダード	270,000 円 ×	小間 =	円
ミニマム	162,000 円 ×	小間 =	円
	<input type="checkbox"/> 学術・研究機関 <input type="checkbox"/> JPCA Show 出展企業 ×	1 小間 =	0 円

※2 小間目以降は有料となりますので上記枠に記載ください。

参考) 直列小間タイプ

※小間形態は原則直列のみとなります。



出展料合計

円(税込)

### ■出展予定製品及び技術分野(フリー)

### ■通信欄

※請求書等のご要望事項があればご記載ください。

#### 事務局記入欄

受付 NO.	事務局確認欄	請求書 NO.

1. 契約の成立

主催者が申込書を受理した時点をもって、本出展の契約が成立するものとします。主催者は申込書を受理を拒絶する権限を有します。なおこの場合、拒絶の理由は表明しないものとします。

2. 出展申込受付の基本条件

出展者は、JPCA Show 2016 / ラージエレクトロニクスショー2016 / WIRE Japan Show 2016 / 2016 マイクロエレクトロニクスショー / JISSO PROTEC 2016 / ものづくりフェスタ 2016の開催主旨に合致し、開催出展のご案内に記載される各展示会の主な出展募集対象製品・技術分野に明示された内容以外の展示は原則できないものとします。

3. 出展料金支払い方法

出展者は主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに出展料およびそれに付随するオプション代金を支払うものとします。出展者からの支払い、主催者が請求書に記載した指定口座に日本円で支払うものとします。約束手形・小切手等の取扱いはいたしません。また振込手数料は出展者が負担するものとします。

4. 出展小間料に含まれるもの

- 出展小間スペース ●仕切壁(パネル)[隣接小間がある場合]
- 单相 100V / 0.3kW までの幹線工事費、共通施設の工事費及び維持費
- 広告宣伝費(招待状(希望枚数)、小間数に応じたVIP 招待状、ポスター(希望枚数)等)
- JIEP 主催最先端実装技術シンポジウム無料聴講 ●無料商談室の利用
- その他来場者サービスに係る費用 ●安全管理費・要員費及び警備費

5. 出展物の設置及び撤去

出展者は、主催者の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

6. 展示場の使用

宣伝・営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。各出展者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

7. 出展物の管理と免責

主催者は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意をはらいますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

8. 保証条項

出展者は主催者に対し、展示会の出品またはこれに関連する出品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

9. 出展者の義務

- (1) 出展者は主催者に対し、自己の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛争を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。
- (2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

10. 小間位置の決定

出展者説明会(2016年3月11日(金)予定)で小間位置を決定します。小間位置は、原則として同一展示会における同一申込小間数、小間形態、機能別展示会技術テーマ等を考慮した展示レイアウトに基づき、仮申込書・角小間をお申し込みされた出展者の方を優先して、お申込の早い順番に選択して頂きます。選択順位は、申込書を受理した順とし、運営事務局より連絡する受付番号を基本とします。

11. 出展の取り消し及び小間数の削減について

出展申込者の都合により出展を取り消す場合または、小間数を削減する場合は、下記の通り取消料を申し受けます。

書面(郵便/ファックス/E-mail)による取消通知を受理した日	取消料
2016年3月11日(金)まで	小間料金の50%
2016年3月12日(土)以降	小間料金の100%

12. 小間の転貸・売買・譲渡・交換の禁止

出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であることを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

13. 外国製品出展者および外国出展者への告知事項

- (1) 海外からの展示品の保税手続き  
主催者は保税展示場の申請を行いません。海外からの展示物の保税扱いを希望する場合には、出展者ご自身が保税手続きを行うものとします。

(2) 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行うものとします。主催者は、招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行いたしません。また、査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責を負いません。

14. 損害賠償

- (1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。
- (2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
  - ① 出展者の展示会の出展に係る行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展者とともに被告とされた場合を含む)。
  - ② ①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします)。
- (3) 主催者は展示会の告知広告、ガイドブック等のプロモーション用資料の中に生じた誤字、脱字に関する責任を負わないものとします。

15. 展示会の中止

- (1) 地震・台風・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により展示会開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことがあります。その場合、主催者が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し合せてホームページ等を通じ公表することとします。なお、この決定および実行により被る出展者の損害については、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展小間料金は返却しません。
- (3) 不可抗力による開催中止または短縮のため出展者が要した費用等についての補償しません。

16. 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。

17. 規約の変更と追加

出展者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。主催者は、各年度ごとの出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

18. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

19. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

【個人情報の取り扱いについて】

一般社団法人日本電子回路工業会は、「個人情報の保護に関する法律」並びに本工業会の「個人情報保護」(http://jpca.jp/contactus/privacy/)に基づき、お客様の個人情報を以下のようにお取り扱いし、保護に努めます。お客様におかれましては、予めこれらをご了承の上、個人情報をご提供いただけますようお願いいたします。

- ・お預かりした個人情報は本展示会に関するご連絡のために使用します。
- ・お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。
- ・本展示会の円滑な運営のために、個人情報の取扱いを機密保持契約を締結した(株)ICSコンベンションデザインに委託しています。
- ・ご本人からの、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用目的の通知、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のお求めにはすみやかに対応いたします。委託先の個人情報管理者までご連絡ください。

(株)ICSコンベンションデザイン 第三事業部事業部長 小島規美江 連絡先 電話03(3219)3561

- ・個人情報の提供は、お客様の任意によるものです。ただし、必要な項目をいたさない場合、各サービス等が適切な状態で提供できない場合があります。
- ・ご本人が容易に認識できない方法による取得を行うことはございません。

JPCA Show 2016 / ラージエレクトロニクスショー2016 / WIRE Japan Show 2016 / 2016 マイクロエレクトロニクスショー / JISSO PROTEC 2016 / ものづくりフェスタ2016  
 主催：一般社団法人日本電子回路工業会(JPCA)、  
 一般社団法人エレクトロニクス実装学会(JIEP)、  
 一般社団法人日本ロボット工業会(JARA)  
 共催：電子デバイス産業新聞((株)産業タイムズ社)、電線新聞((株)工業通信)

本部事務局：一般社団法人日本電子回路工業会(JPCA)

ご不明な点につきましては、下記運営事務局までお問合せ下さい。

運営事務局(株式会社ICSコンベンションデザイン)  
 〒101-8449 東京都千代田区猿楽町1-5-18 千代田ビル  
 TEL 03-3219-3641 FAX 03-3219-3628  
 mail: jpcashow@ics-inc.co.jp